

新潟県条例第23号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(新潟県保健所条例の一部改正)

第1条 新潟県保健所条例（昭和63年新潟県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表第2（第2条関係）				別表第2（第2条関係）			
項	所掌事務	保健所の名称	所管区域	項	所掌事務	保健所の名称	所管区域
1	(1)・(2) (略) (3) <u>覚醒剤取締法</u> （昭和26年法律第252号）及び新潟県 <u>覚醒剤取締法施行条例</u> （平成12年新潟県条例第22号）に基づく監督に関する事務 (4)～(6) (略)	(略)		1	(1)・(2) (略) (3) <u>覚せい剤取締法</u> （昭和26年法律第252号）及び新潟県 <u>覚せい剤取締法施行条例</u> （平成12年新潟県条例第22号）に基づく監督に関する事務 (4)～(6) (略)	(略)	
(略)				(略)			

(新潟県覚せい剤取締法施行条例の一部改正)

第2条 新潟県覚せい剤取締法施行条例（平成12年新潟県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p align="center"><u>新潟県覚醒剤取締法施行条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>覚醒剤取締法</u>（昭和26年法律第252号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(<u>覚醒剤施用機関等の指定の基準</u>)</p> <p>第2条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、法第3条第1項の規定による<u>覚醒剤施用機関</u>若しくは<u>覚醒剤研究者</u>の指定又は法第30条の2の規定による<u>覚醒剤原料取扱者</u>若しくは<u>覚醒剤原料研究者</u>の指定をしないことができる。</p>	<p align="center"><u>新潟県覚せい剤取締法施行条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>覚せい剤取締法</u>（昭和26年法律第252号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(<u>覚せい剤施用機関等の指定の基準</u>)</p> <p>第2条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、法第3条第1項の規定による<u>覚せい剤施用機関</u>若しくは<u>覚せい剤研究者</u>の指定又は法第30条の2の規定による<u>覚せい剤原料取扱者</u>若しくは<u>覚せい剤原料研究者</u>の指定をしないことができる。</p>

(1) (略)

(2) 次のアからクまでのいずれかに該当する者であるとき。

ア～オ (略)

カ 心身の障害により覚醒剤又は覚醒剤原料に関する業務又は研究を適正に行うことができない者として規則で定めるもの

キ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

ク (略)

(改善命令等)

第3条 知事は、覚醒剤施用機関の開設者若しくは管理者、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者に対し、これらの者に係る前条第1号に規定する施設の構造設備が同号の規則で定める基準に適合しなくなったと認めるときは、その構造設備の改善を命じ、又はその改善を行うまでの間当該施設の全部若しくは一部の使用を禁止することができる。

(指定の取消し及び業務等の停止)

第4条 知事は、覚醒剤施用機関の開設者若しくは管理者又は覚醒剤研究者がこの条例の規定に基づく処分に違反したとき、又は第2条第2号イ、ウ若しくはオからクまでのいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて、覚醒剤研究者の覚醒剤及び覚醒剤原料に関する研究の停止を命ずることができる。

2 知事は、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者がこの条例の規定に基づく処分に違反したとき、又は第2条第2号イ、ウ若しくはオからクまでのいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて、覚醒剤原料に関する業務若しくは研究の停止を命ずることができる。

3 (略)

(手数料)

第5条 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる申請に対する審査に係る手数料として、1件につき、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

(1) (略)

(2) 次のアからクまでのいずれかに該当する者であるとき。

ア～オ (略)

カ 心身の障害により覚せい剤又は覚せい剤原料に関する業務又は研究を適正に行うことができない者として規則で定めるもの

キ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

ク (略)

(改善命令等)

第3条 知事は、覚せい剤施用機関の開設者若しくは管理者、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者に対し、これらの者に係る前条第1号に規定する施設の構造設備が同号の規則で定める基準に適合しなくなったと認めるときは、その構造設備の改善を命じ、又はその改善を行うまでの間当該施設の全部若しくは一部の使用を禁止することができる。

(指定の取消し及び業務等の停止)

第4条 知事は、覚せい剤施用機関の開設者若しくは管理者又は覚せい剤研究者がこの条例の規定に基づく処分に違反したとき、又は第2条第2号イ、ウ若しくはオからクまでのいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて、覚せい剤研究者の覚せい剤及び覚せい剤原料に関する研究の停止を命ずることができる。

2 知事は、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者がこの条例の規定に基づく処分に違反したとき、又は第2条第2号イ、ウ若しくはオからクまでのいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて、覚せい剤原料に関する業務若しくは研究の停止を命ずることができる。

3 (略)

(手数料)

第5条 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる申請に対する審査に係る手数料として、1件につき、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

(1) 法第3条第1項の規定による <u>覚醒剤施用機関</u> の指定の申請をする者	4,500円	(1) 法第3条第1項の規定による <u>覚せい剤施用機関</u> の指定の申請をする者	4,500円
(2) 法第3条第1項の規定による <u>覚醒剤研究者</u> の指定の申請をする者	5,500円	(2) 法第3条第1項の規定による <u>覚せい剤研究者</u> の指定の申請をする者	5,500円
(3) 法第30条の2の規定による <u>覚醒剤原料取扱者</u> の指定の申請をする者	1万5,200円	(3) 法第30条の2の規定による <u>覚せい剤原料取扱者</u> の指定の申請をする者	1万5,200円
(4) 法第30条の2の規定による <u>覚醒剤原料研究者</u> の指定の申請をする者	5,500円	(4) 法第30条の2の規定による <u>覚せい剤原料研究者</u> の指定の申請をする者	5,500円
(5) 法第11条第1項（法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定による指定証の再交付の申請（ <u>覚醒剤施用機関</u> 、 <u>覚醒剤研究者</u> 、 <u>覚醒剤原料取扱者</u> 又は <u>覚醒剤原料研究者</u> に係るものに限る。）をする者	3,600円	(5) 法第11条第1項（法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定による指定証の再交付の申請（ <u>覚せい剤施用機関</u> 、 <u>覚せい剤研究者</u> 、 <u>覚せい剤原料取扱者</u> 又は <u>覚せい剤原料研究者</u> に係るものに限る。）をする者	3,600円
2 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる申請の経由に係る手数料として、1件につき、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。		2 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる申請の経由に係る手数料として、1件につき、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。	
(1) 法第3条第1項の規定による <u>覚醒剤製造業者</u> の指定又は法第30条の2の規定による <u>覚醒剤原料輸入業者</u> 、 <u>覚醒剤原料輸出業者</u> 若しくは <u>覚醒剤原料製造業者</u> の指定の申請をする者	1万7,600円	(1) 法第3条第1項の規定による <u>覚せい剤製造業者</u> の指定又は法第30条の2の規定による <u>覚せい剤原料輸入業者</u> 、 <u>覚せい剤原料輸出業者</u> 若しくは <u>覚せい剤原料製造業者</u> の指定の申請をする者	1万7,600円
(2) 法第11条第1項（法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定による指定証の再交付の申請（ <u>覚醒剤製造業者</u> 、 <u>覚醒剤原料輸入業者</u> 、 <u>覚醒剤原料輸出業者</u> 又は <u>覚醒剤原料製造業者</u> に係るものに限る。）をする者	2,900円	(2) 法第11条第1項（法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定による指定証の再交付の申請（ <u>覚せい剤製造業者</u> 、 <u>覚せい剤原料輸入業者</u> 、 <u>覚せい剤原料輸出業者</u> 又は <u>覚せい剤原料製造業者</u> に係るものに限る。）をする者	2,900円
3～5 (略)		3～5 (略)	

（新潟県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正）

第3条 新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。 (1) (略) (2) <u>覚醒剤取締法</u> （昭和26年法律第252号）第2条第1項に規定する覚醒剤及び同条第5項に規定する覚醒剤原料 (3)～(7) (略)	(定義) 第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。 (1) (略) (2) <u>覚せい剤取締法</u> （昭和26年法律第252号）第2条第1項に規定する覚醒剤及び同条第5項に規定する覚醒剤原料 (3)～(7) (略)
2 (略)	2 (略)

附 則

（施行期日）

- この条例は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(調整規定)

- 2 この条例の施行の日が使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例（令和元年新潟県条例第31号）の施行の日（令和2年4月1日）前である場合には、第2条の改正規定の表の改正前及び改正後の欄の第5条第1項第5号中「3,600円」とあるのは、「3,500円」とする。
- 3 前項の場合において、使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第13条の改正規定の表の改正前及び改正後の欄の第5条第1項第5号中「覚せい剤施用機関」とあるのは「覚醒剤施用機関」と、「覚せい剤研究者」とあるのは「覚醒剤研究者」と、「覚せい剤原料取扱者」とあるのは「覚醒剤原料取扱者」と、「覚せい剤原料研究者」とあるのは「覚醒剤原料研究者」とする。